

# 銀行振込

## 1 裁判所の当座預金口座へ振り込む方法（振込手数料が必要）

- ① 訴状提出後，受付窓口で翌開庁日の午後に保管金提出書及び振込依頼書（3枚組）をお渡しします。  
郵送を御希望の方は，保管金提出書及び振込依頼書（3枚組）を送付しますので，返信用封筒（住所と宛名を記載したもの）の提出をお願いします。
- ② 金融機関に対し，振込依頼書（3枚組）に現金を添えて提出してください（振込依頼人名は保管金提出書の提出者名と同一に限ります）。
- ③ 金融機関から，「取扱店領収印」のある保管金受入手続添付書（裁判所提出用）及び振込金（兼手数料）受取書（依頼人保管用）を受領します。
- ④ 必要事項を記入した保管金提出書及び③で受領した保管金受入手続添付書（裁判所提出用）を，当庁の出納課保管金係に提出してください（郵送可）。

## 2 日本銀行の支店又は代理店に現金を納付する方法

- ① 訴状提出後，受付窓口で翌開庁日の午後に保管金提出書をお渡しします（郵送可）。
- ② 裁判所の出納課保管金係で，日本銀行納付用の「保管金振込書・保管金領収証書」（2連式）の交付を受け，その用紙に現金を添えて，お近くの日本銀行の支店又は日本銀行代理店の窓口に提出してください。
- ③ 金融機関から，「取扱店領収印」のある保管金領収証書を受領します。
- ④ 必要事項を記入した保管金提出書及び③で受領した保管金領収証書を，当庁の出納課保管金係に提出してください（郵送可）。以 上